令和3年 第6回

南会津町議会全員協議会会議録会会議録

南会津町議会

令和3年第6回南会津町議会全員協議会会議録目次

12月10日(金)

◎議事日程····································
◎出席議員
◎欠席議員
◎説明のための出席者
◎事務局職員出席者····································
◎開会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
◎町長挨拶
◎議題······
稲作経営緊急支援事業について
みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例(案)について1 4
◎閉会の宣告

令和3年第6回南会津町議会全員協議会

議事日程

令和3年12月10日(金曜日)午前10時45分開会

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 議題
 - (1) 稲作経営緊急支援事業について
 - (2) みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例(案) について
- 4 閉会

出席議員(16名)

]	L番	五十	一嵐	芳	道	議員		2番	馬	場		浩	議員
3	3番	Ш	島		進	議員		4番	湯	田	芳	博	議員
5	5番	室	井	英	雄	議員		6番	渡	部	訓	正	議員
7	7番	丸	Щ	陽	子	議員		8番	湯	田	良	<u> </u>	議員
ç)番	大	桃	英	樹	議員	1	0番	湯	田		哲	議員
1 1	L番	高	野	精		議員	1	2番	山	内		政	議員
1 3	3番	菅	家	幸	弘	議員	1	4番	星		光	久	議員
1 5	5番	楠		正	次	議員	1	6番	室	井	嘉	吉	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大	宅	宗	吉	町		長	渡	部	正	義	副		町	長
星		英	雄	教	育	長	小	寺	俊	和	総	務	課	長
星		良	栄	総合	政策課	長	室	井	利	和	農	林	課	長
月	田		啓	建	設 課	長	阿ク	(津	正	人	舘	岩総	合支原	近長
馬	場		誠	伊南	総合支所	長	酒	井	浩	哉	南	郷総	合支序	沂長

農林課長補佐 林業成長産業化 橘昭 松山知恵 推進室長 兼林政係長 農林課 藤沢一彰 農林課農政係長 渡 部 和 臣 林業振興係長 建設課長補佐 星 宏 明 白 川 秀 一 建設課営繕係長 兼営繕係長

事務局職員出席者

星 貴夫 事務局長 星 彰 議事係長

開会 午前10時45分

◎開会の宣告

○室井嘉吉議長 それでは、ただいまから令和3年第6回南会津町議会全員協議会を開会いた します。

本日の全員協議会は、町長からの申出により開催するものであります。

次第はお手元に配付のとおりであります。

◎町長挨拶

○室井嘉吉議長 ここで、開催に当たり、町長から挨拶をいただきます。 町長。

○大宅宗吉町長 本日は、全員協議会の開催をお願い申し上げましたところ、議員各位には、 何かとご多忙の折にもかかわらずご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は2つの項目についてご説明させていただきたいと思います。

まず1点目は、今12月議会定例会に提案しております一般会計補正予算(第6号)に計上 の稲作経営緊急支援事業についてであります。

本事業は新型コロナウイルス感染症の影響により、外食用米を中心に消費需要が大幅に落ち込み、今年度の主食用米のJA概算金が大幅に下落したことから稲作農家に対し、町独自に緊急支援を行うものであります。

支援の主な内容は、令和3年度に20アール以上の水稲作付を行った農家に対し、作付面積に応じて10アール当たり4,000円を交付するもので、さらに2ヘクタール以上作付している農家に対しましては、10アール当たり2,000円の加算措置を講ずるものであります。

2点目は、みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例(案)についてであります。 これまで、木の町コミュニティ館(仮称)として皆様方にご説明してまいりました田島字宮 本地内に建設中の施設でありますが、建物の建設も順調に進んでおり、来年4月にオープンの 予定であります。

当該施設については、森林、林業、木材産業関係者の拠点として情報発信や人材の確保・育成、木材製品、森林由来製品の展示・販売機能を持つ施設となるものであり、今議会にその設

置条例案を提案しております。

条例の主な内容は、施設の名称、位置の明示及び指定管理者による管理と業務内容並びに会議室等の利用料金などを定めるものであります。

以上、2項目の具体的な内容につきましては、それぞれ担当課長等より答弁させますので、 よろしくお願い申し上げます。

議員の皆様におかれましては、今後とも町政運営に関し、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議題

○室井嘉吉議長 それでは、議題に入ります。

あらかじめ申し上げますが、本全員協議会は、南会津町議会会議規則第126条の規定に基づき開催するもので、議題について実質審議をする場ではなく、理解を深めるため、協議または意見を調整する場であります。

なお、運営は南会津町議会全員協議会等の運営に関する規定に基づき進めます。

また、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書の規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、簡潔明瞭に質疑されるようよろしくお願いをいたします。

(1) 稲作経営緊急支援事業について議題といたします。

説明をお願いします。

農政係長。

○藤沢一彰農林課農政係長 農林課農政係長の藤沢一彰です。

稲作経営緊急支援事業についてご説明させていただきます。

お手元の資料1をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により外食産業を中心に主食用米の消費需要が落ち込み、 令和3年産主食用米のJA概算金が大幅に下落しております。

本町で最も多く作付されているひとめぼれですと、昨年1俵当たり1万1,400円であったものが8,200円と3,200円の下落となっております。この米価の下落は稲作農家の経営に大きな

影響を与え、経営意欲の減退を招き、離農や耕作放棄地の増加につながることが懸念されます。 このため、稲作農家が今後も経営を継続できるよう緊急支援を実施するものです。

事業の実施についてでございますが、事業の実施主体は南会津町農業再生協議会とします。 本事業での交付対象者につきましては、令和3年産の主食用米、備蓄米、飼料用米、酒造好適 米を20アール以上作付し、南会津町農業再生協議会に令和3年度水稲生産実施計画書兼営農 計画書を届出している農家となります。

支援の内容でございますが、令和3年度水稲生産実施計画書兼営農計画書による届出をした 水稲作付面積から自家消費相当分10アールを減じた面積を交付対象面積とし、10アール当た り4,000円を交付いたします。

さらに今回の米価下落は、経営規模が大きい稲作農家ほど影響が大きく、地域の担い手として農地の集積を進めるこれらの経営規模の大きな稲作農家は、地域の農地の維持管理に重要な役割を果たしていることから加算措置を設けることとし、交付対象面積が2~クタール以上の稲作農家に対し、10アール当たり2,000円を加算いたします。

予算計上内訳についてでございますが、交付対象見込み面積が約8万9,675アール、交付対象見込み人数は438人で、交付見込額は4,913万9,000円を見込んでおります。また、事業実施主体となる南会津町農業再生協議会で必要な郵便料、手数料等などの事務経費14万円を含めた予算計上額は4,927万9,000円であります。

最後に、事業の流れについてでございますが、町が南会津町農業再生協議会に補助金として 交付し、農業再生協議会が交付事務を行い、稲作農家への助成金を交付する流れとなります。 以上で説明を終わらせていただきます。

○室井嘉吉議長 これより、ただいまの説明内容について、質問、ご意見などありましたら発言を受けます。

2番、馬場浩君。

- ○2番 馬場 浩議員 いろいろ聞きたいことがありますので、順次質問させていただきます。まず初めに、10アール当たり4,000円の根拠って何ですか。これ単純計算しますと、3,200円の下落があると、供米で。標準の収穫量として反8俵と考えます。そうした場合に2万4,000円ですよ。全然足りないじゃないですか。この反当たり4,000円という金額の根拠を教えてください。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の反当たり4,000円の積算の根拠でございますが、先ほど馬場議員のほうから8俵ということがございましたが、私たちの計算上の中では、福島県の指標ということで9俵ということで計算をまず算定をさせていただいてございます。その中で、10アール当たり平均的に生産量に係る経費が約10万円となってございます。そして今回の収入といいますか、米の単価が8,200円ということで、そちらを試算しますと、確かにおっしゃるとおり、今年度のが7万3,000円程度となりまして、2万7,000円程度の下落幅が見込まれているというところでございます。

そこにつきましては、その後、収入保険やナラシ対象ということで、収入保険につきまして は今回の減少額の6割程度が戻ってくると。ナラシについても同程度が戻ってくるという考え の下、積算しますと、今回約8,000円程度の収入減になると。

残念ながら収入保険やナラシに入っていない方については2万7,000円の下落ということになりますが、収入保険、ナラシに入っている方については8,000円の下落ですので、そちらの2分の1を支援したいというところで今回4,000円という基本的な数字とさせていただきました。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 今、課長から、収入保険とかナラシとかいう補償制度の説明がありました。まず、収入保険というのは農業で青色申告された方が収入が減った分、10アール引いてですよね、その中の9割を補償するということじゃなかったでしょうか。

そして、ナラシというのは県の標準、収入単価、金額、収入が12万円を下回った場合にそれを発令するというか、補償する制度だと思ったんですけれども、どうも聞いてみますと、4,000円でそれが補償される。どこまでを補償するかということだと思うんですよ。今までの5年間の平均の収入の100%まで補償するのか、それとも9割なのか。収入保険で9割やっていますよね。その中でこれは町も支援しているはずです。積立金の4分の1か幾らか町でちゃんと支援しているはずです。そしてそのほかにこれをやるということですよね。

これで農家が果たして、町が支援して収入保険やっていて、プラス今回4,000円をやるのはいいです。だけど、肥料代から燃料代からこれだけ高騰して、それでこの4,000円で足りるかということなんですよ。そこら辺の認識はどうでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この考え方は、農家が減収した赤字補塡ではないんですよ。実際に農家が、概算金が下落し

た。当然、売上げというか、1俵当たりの単価が下落している。そういうことが考えられるから、一般的に全体的に減収するから、町としてこの補助をしたいということであります。

ですから、現実には1俵何万円で売っている人もいるし、この金額で売っていない人もいますよ。町は全部つかみきることはできません。ですから、そういう意味で先ほど課長が説明したような基準を町としては設けまして、できるだけ多くの人がこの農業を続けられる、米作を続けられるような、そういう支援をしたいという意図でありますので、一人一人の農家の赤字補塡という意味ではないので、続けていただくための町としての補助をしたいということでありますので、その点を基本的にまずご理解願いたいと思います。

ですから、1反歩9俵取る人も10俵取る人も8俵しか取れなかった人、7俵しか取れなかった人、いると思いますよ。そういう一個一個の対象を赤字補塡するという意味じゃないので、そのような考え方の中でこのような基準を設けて、このような制度で皆さん方を応援したいということでありますので、ご理解願いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 今、町長から赤字補塡じゃないという、続けてもらいたいからこれを 出すんだという、そういう説明ということで理解していいですよね。そうなれば、下落したと、 収入が減ったから支援するんでしょう。要は赤字だからでしょう。その支援じゃない。

だけど、町長はそういう赤字だから支援するんじゃないと、続けてもらいたいからやると。ちょっと言っていることが、すみません、私の頭では理解できないんですけれども、実際に収入が減って、肥料代も高くなって経営が困難、だから反当たり4,000円出すと。この4,000円というのが適切だかどうだかは分かりません。すみませんが、私は町長の言われているとおり、1袋何万円の世界で売っている人間ですから、私はそれは理解できません、今の現状としては。だけど、実際に今やっている農家さんがこの金額でちゃんと補償されるか、来年も頑張ってやろうという気持ちが起きるかどうかだと思うんですよ。そこら辺の認識というのはどう考えていますか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も6町歩の米を作っていました。今回のこのような下落は本当に実際厳しいと思います。 理解できます。しかし全額、赤字補塡のような形で補塡できません。現実問題です。ですから、 そういう中で少しでも皆さん方に来年、また引き続き頑張っていただくための町としての応援 ということでありますので、ですから実際には米の生産の赤字、収支決算がプラスマイナス、 ちゃんとつくような、そのような値段って幾らなのか、極端なことをいえば一人一人みんな違います。ですから、そういうことを町は調べるわけにいきません。ですので、ある平均的なものを取って、そしてそういう中で全額ではないですけれども、このくらいの金額の中で。先ほど、考え方は課長のほうから申し上げましたが、そのようなことで町としては判断したということでありますので、そういう意味で一人一人のことを全部つかんで言っているわけでもないし、それは本当にそのとおりですが、そういうことで町としての考え方は理解できないと言われますけれども、何とかそういう意味では理解していただきたい。町の応援であるということであります。ですから、来年もまたそういうことで、全額は皆さん方に応援できませんけれども、そういうことで町としての応援ということで捉えていただきたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 そうすると、この趣旨としては去年も出しましたよね。それと同じような趣旨ということで理解していいんでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

昨年度につきましては次期作への支援ということで、今年度、作付するための支援ということでございました。

内容につきましては、肥料代、農薬代等にかかる経費についての2分の1を支援をしたということで、反当たり5,000円の支援をしたというところでございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 そうなんですよね。今、課長が言われたとおり、私が気になったのは、 去年5,000円だったんですよ。そして今年、去年よりひどい結果なのに何で4,000円だという ことで、その根拠を知りたかったんですけれども、ある程度、理解はできました。

それでもう一つ、最後にお聞きします。この財源というのは何を使われますか。

- ○室井嘉吉議長 総務課長。
- ○小寺俊和総務課長 財源についてお答えいたします。

町長の説明にもありましたように、新型コロナウイルスの影響で外食産業からの米の需要が多く減ったということで、事業としては新型コロナウイルス感染症対策の事業として行いますが、財源として国から来ている金額につきましては、既に町の予算がその金額をオーバーしております。したがいまして、全額をこれに充当するということではございませんが、考え方としては国の財源を利用するということも想定しております。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 ぜひ農家の今の現状というのを、確かにこうやって周りで新聞や報道、 米農家大変だ、米農家大変だということでこういう支援、一般質問の中でも質問される議員さんもいます。実際に今の農家の現状というのもよく把握して、本当に何に困っているのか。大体、継続するには幾ら必要かということをぜひ現場の農家の意見を参照にこういう事業を行っていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

- ○室井嘉吉議長 ほかにありますか。
 - 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 今のやり取りを聞いてちょっと思ったんですが、4,927万9,000円、 これの財源が今、決まっていないということですか。国のお金を充当する考えはあるけれども、 財源内訳は決まっていないという理解でいいんでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 副町長。
- ○渡部正義副町長 財源的には一般財源を充当するということです。そして今後、国のほうから追加のコロナウイルス感染症対策の経費が来れば、そちらから充当していきたいと、このように思っております。
- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 いわゆる議会に議案として提出する場合については、財源については 明らかに決めておかなきゃならないものですね。それは流動性はあっていいと思います。です から、そういう曖昧な発言というのはやっぱり議会では慎むべきだろうと、こう思います。
- 一般財源ということでお話をお聞きしたいんですが、一般財源を出すという中では、かなり 私は予算的に厳しい状況の中での今回の対策だろうというふうに認識をいたします。

そこで、2へクタール以上と未満に分けてあるんですが、2へクタール以上の方は何人くらい想定しておりますか。教えてください。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

先ほど全体で438人というところで、2ヘクタール以上につきましては79名でございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 2~クタール未満の方が大勢いる、大多数だということですよね。ここに今日、資料が届いたんですが、収入保険とナラシ対策の数値が載っておりますけれども、

収入保険というものに加入している人は2~クタールの耕作をしている人が多いんでしょうか。 そこのデータは持っていますか。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回、米の農家で収入保険に入っていますのが全体で57名というところでございまして、 その中でおおむね2~クタール以上が、今回の57人相当がおおむねでございますが、そちら が収入保険に入っているというところの状況でございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 そうしますと、先ほどの説明を聞いていますと、いわゆるこれに該当する人たちというのは、どちらかというと生産規模が小さい人たちは含まれないんではないかと、そういう印象が持たれます。

つまり、県の標準でいいますと1反歩当たり9俵というようなお話がありまして、経費的については10万円、さらに下落価格が8,200円、そのおおむね半分を補助するということですが、これは農協出荷をしている人たちが結局、概算払いですから、農協は。これの影響を受けるわけですね。つまり農協出荷というか、農協を通して売上げを取ろうという人、この人たちがますます減るのではないでしょうか。そうは思いませんか。いかがでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 お答えいたします。

農協の出荷が減るかどうかというのはちょっと、安くなれば当然、どこへでも安いところに は販売が減るということは、それは当たり前のことだと思います。

収入保険に入っている方が、どうしても大きい面積をやっている人が入っていただいてというか、去年の町も入っていただきたいということで理解いただいて入った方がいらっしゃいます。入っていない人も現実います。そういうことも含めて、そういういろんな特殊な農家を洗い出して支援しようとすると、どうにも、どこにも基準にも何にもならないことがございますから、これはあえて町として大まかな基準の中で対応できるようなやり方ということでやらざるを得ないと、そう判断しています。

実際に2へクタール以下の人が全てそうだというわけではありませんが、また多くの面積を やっている人が全てそうだと考えてはおりませんが、どちらかというと多くの面積をやってい る人というのは、地域から、もう自分は田んぼをやめるから何とか作ってくれないかと。自分 が田んぼを貸してくださいじゃなくて、無理やりにも押しつけられたような田んぼを耕作して いる人が多いだろうと、そのような判断の下で多く面積を耕作している人をちょっと手厚くしようかと、その基準線をどこにしようかというのはいろいろまた考え方はあろうかと思いますけれども、そういう意味で平均の所有反別をいろいろ考慮した中で、2~クタール以上だったら自分の持っている以上を反別耕作している人が多いんじゃないかなと、そういうような判断の下であります。

これも決して一人一人を調べて、それを基準に決めたわけではありませんが、やはりこういう緊急的な中でそのような対応をさせていただいたところであります。ですから、個人の経営の中にはいろんな形態の人がもちろんいると思いますし、いろいろその辺を対応しようとすれば、またいろいろな基準も考え方も出てくるかと思いますが、町としてはそういう意味でそんなことも念頭にも置きましたけれども、やはりある程度の今の状況を鑑みた中で町としての判断でございますので、その点はご理解願いたいなと、そのように思います。

いろんな販売の仕方もございますし、いろんな栽培の仕方もございますし、そしていろんな 受委託の関係もございますし、全てがそれに対応するようなことはなかなか町としては対応で きないというようなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 先ほどの私の回答でございますが、収入保険の2へクタール以上の入っている人数でございますが、57人のうち2へクタール以上が36人でございまして、2へクタール以下が21人でございました。訂正よろしくお願いします。
- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 今、課長からの数字についてはしっかり訂正をさせていただきます。 その上で、規模の問題だけでは済まないのかもしれませんけれども、規模だけで考えますと、 いってみれば今回の補助金で保険に入っていない人は下落幅が2万7,000円そのままなんです よね。ということは、私は再生産意欲は出ないような気がします、この政策では。

再生産意欲を持たせるためにいわゆる対策を打つんだろうと思うんですね。ところが、どうしても規模の問題を標準にしてしまうと、そこから漏れる人たちが実は恩恵を受けない。いろいろな事情があって、こういう基準を設けられたんでしょうから、それはそれでしようがないと思いますが、私はいろんな農家の実態を聞いて回って、とてもとても今、現状置かれた農家の人たちの再生産意欲にはつながらない、そんな制度設計になっているというふうに感じました。

今回、議案として出されているわけですから修正はないんでしょうけれども、今回の全員協

議会で私が危惧する1つの意見として聞いていただければ私はありがたいと思います。 以上で終わります。

- ○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。6番、渡辺訓正君。
- ○6番 渡部訓正議員 一応、私自身、やっぱりこういった町独自の対策というのは本当によく頑張って対応されているなというふうに判断をします。その中で、同じ会津方部あたりでのそういった情報的なものというのは、こういう町独自の対応としてはほかのところの状況なんかは聞いておられるでしょうか。ちょっと参考にできればというふうに考えましたもんですから、お願いします。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

会津方部で坂下町や湯川村、猪苗代町、磐梯町、喜多方市、会津若松市、あと西会津町等、いろいろございますが、そちらの支援の金額でございますが、皆さんばらばらでございまして、多いところは1万円、少ないところについては2,000円となっているところでございます。平均的に見ますと大体4,000円から5,000円程度が平均になるのかなというふうに考えてございます。

- ○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。
 - 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 私、商売上、農家の方々とお付き合いも多少あります。私がお付き合いしている農家の方はこの金額でも助かると正直におっしゃっておりました。

この下落が騒がれたのはもう夏の頃、8月の頃から本年度産米は下落すると予想されていました。今、今議会で議案として提出されています。もう年内には支給が間に合わないと。町からの一方的な支給じゃなくて、自ら申請しないといけないということ。もう年内には間に合わないと。下落すると事前に把握していると思いますよ。町長には失礼ですけれども、やりますと、農家支援やりますというお言葉も暑い頃にいただきました。なぜもう少し早くできなかったのかと、そこら辺、何か事情があるんでしょうか。お聞かせください。

- ○室井嘉吉議長 町長。
- ○大宅宗吉町長 その情報は当然分かっていましたし、そういう中でどのくらいになるのかということが想像つきませんでした。ある程度、この金額で不十分だというお話もありますが、 そういう中でどのような支援の仕方をしたらいいのかということをしっかり見定めた中でやり

たいと。これまでもJAさんとも話をしました。JAさんはいろいろ支払いとかそういうものはもう延べると。そして借入れとかに関しては無利子で融資しますとか、そのような話もいろいろ聞いていましたから、そういう中で支払いは、いろいろそのほかのことも当然あることは分かっていますが、いずれそのようなことを、機械屋さんとかいろいろあるでしょう。そういうようなことも含めて猶予期間を設けていただけるような中で対応していただいたほうが、むしろある程度、明確になってからやったほうが支援したいという意図の思うところがある程度判断できるのかなと、そのように判断しました。

ですから、早くやれば、それはやったほうがよかったでしょうけれども、でもその辺のところが明確にならないと、やっぱり支援の仕方も変わってくると思うんですよ、私は。そこの見定めの期間もあったということなので、JAさんのほうともそういう話をしながら今度の12月の定例会の中で提案したいと、そのようなことも申しながらやってきましたので、決して農家さんを無視したわけじゃなくて、いろいろな状況の判断の中で町としては判断して、この支援をしたいと、そのような考え方があったものですから、確かによその町村、議会の開催時期とか臨時議会でやったところも当然ございますが、町としてはそのような判断をしましたので、ご理解願いたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 副町長。
- ○渡部正義副町長 私のほうから自治体の動き、それから県の動き等の話をちょっとさせていただきたいと思います。

今回の米価下落についてはやっぱり相当大きな懸念事項ということで新聞報道等ありまして、 それぞれJAまたは町村レベルでも県・国に対する支援措置の構築をしてくださいというよう な話をしてまいりました。その動きもどういうふうな形で出てくるのかというのも、やっぱり 一般財源で取りあえずはやらざるを得ないので、見定めた上で動きたかったというのが正直ご ざいます。

県のほうでは種もみの補助ということで制度化をされましたけれども、それも秋さかの早い 段階じゃなくて、ぎりぎりですね。ですから我々はそういった情報を総合的に把握をしながら、 または会津管内の動向なんかも把握をしながら、町としてどういうふうな組立てをすべきかと いうことを検討した上で、12月補正ということになりましたが、農家に対する緊急支援を行 うというような経過になったことをご報告しておきたいと思います。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 分かりました。経緯はよく分かりましたけれども、事業の流れとして、

今後、議案が成立しまして、大体いつ頃から申請の受付が始まって、いつ頃に手元に、農家さんに支給できる最も最短な日数といいますか、そういうものを期待している農家さんは多いものですから、そういう日程的なものが分かればお願いいたします。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

これからの交付のルートと時間でございますが、まず再生協議会のほうへ補助金として交付するような形になりますので、再生協議会の臨時総会を開催をいたしまして、その後、皆さん方、各農家さんのほうに通知を出すという形になってきます。

それで議会が終わってから再生協議会の総会をして、その後、できれば年内中に農家さんの ほうにこういった支援があるという通知をしたいとは思っておりますが、農家さんの手元にお 金が入るのが最短では来年の1月中旬ぐらいかなというふうに考えてございます。

- ○室井嘉吉議長 5番、室井英雄君。
- ○5番 室井英雄議員 そういう複雑な、複雑でもないですが、そういう手続を経て、早くて も1月中旬ということで、そのように農家さんにご報告しておきます。

以上で質問を終わります。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○室井嘉吉議長 ないようですので、これで、(1)稲作経営緊急支援事業についてを終わります。
- 次に、(2) みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例(案) についてを議題といたします。

説明をお願いします。

林業振興係長。

○渡部和臣農林課林業振興係長 農林課林業成長産業化推進室林業振興係長の渡部和臣です。 本町の林業・林産業の拠点として現在建設しております(仮称)木の町コミュニティ館について、施設が完成することから設置条例案を上程するものでございます。

資料2に沿って内容についてご説明申し上げます。

まず、施設の名称及び愛称ですが、名称をみなみあいづ森と木の情報・活動ステーション、 愛称をきとねと決定しました。名称、愛称の検討経緯につきましては、平成29年度の林業成 長産業化モデル地域の選定を契機に設立しました多くの森林・林業関係事業体を構成員とした 林業成長産業化推進会議のコミュニティ館分科会で検討するとともに、役場内の関係部署の職員で構成する名称検討庁内有志会を設け、検討してまいりました。

名称、愛称の由来につきましては資料記載のとおりですが、名称につきましては拠点施設と して情報が集まり、発信され、関係者が活動できる場所であるという意味を表すものとしまし た。

愛称の由来については、まず「木とね」と南会津の木とモノ・コト・ヒトをつなげていくイメージを持ち、「ね」と話しかける優しさのある言葉であることです。また、子供でも言いやすく読みやすい3文字の言葉であること、きとねをローマ字にすると、KiとToneとなり、木の音色や音の調子を意味する言葉にもつながります。

さらに別の見方では、木と根っこの根とも読め、森林産業の拠点として広く根を張り、大木のように成長していくイメージも連想させるものでございます。このように様々な意味につながるものでありながら、呼びやすい愛称であると考えております。

次に、条例案の概要についてご説明いたします。

2ページになります。

施設の管理につきましては指定管理者に行わせることができるとし、その期間は5年間を限 度とするものでございます。

施設の利用料金についてですが、当該施設は誰もが利用できるものであり、一般に入館する に当たりの料金はございません。しかし、施設のスペースを占有して利用する際には使用料金 が必要となります。

まず、図1をご覧ください。

図1はきとねの平面図ですが、それぞれのスペース、部屋ということにしていますが、名称をお示ししてございます。

施設の利用料金につきましては、図1の各部屋を占有して使用するときに指定管理者の許可 後に徴収するものとなります。会議室等の部屋別の利用料金は(1)の表になります。また、 シェアオフィス等の部屋及び利用料金は次ページの(2)の表になります。

利用料金につきましては、建設費用、耐用年数、建築面積等から1時間及び一月当たりの面 積単価を算出し、設定しております。敷地内の広場については、占有して利用する場合に許可 のみを必要とし、無料としております。なお、販売行為を行う利用につきましては加算料金を 設けております。

シェアオフィス等の利用につきましては町内に事業所を有し、施設の設置目的に資する業務

を行う法人または個人事業体を対象とします。ショップ利用につきましては、現にシェアオフィスを利用しているものとするものでございます。

その他、条例以外で定める項目につきまして、ご説明いたします。

森林、林産業関係者の拠点のほか、広く町民が自由に利用できる施設として、土日祝日も開館します。利用時間は午前9時から午後5時とし、夜間の一般利用はしないこととします。休館日は水曜日と年末年始とし、施設管理、商品整理等を行います。また、指定管理者は必要があるときは町長の承認を得て、臨時に休館日及び開館日を設けることができることとしております。

次に、会議室等の利用料金の減免ですが、利用する団体及び利用目的により利用料金の減免ができるよう設ける予定であります。

シェアオフィス等の利用許可につきましては、1年間を基本とし、毎年度、許可申請を受け付けるものとします。

以上がみなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例(案)についての説明になります。 これで説明を終了させていただきます。

○室井嘉吉議長 それではこれより、ただいまの説明内容について質問、ご意見などありましたら、発言を受けます。

2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 まず初めに、この施設が指定管理ということになっていますが、指定管理ということは公募するんですよね。今までの議会での流れでいくと、森林組合にやってもらう、運営をしてもらうというような話の中できてました。ですので、私としては思い込みでしたが、多分これを森林組合に貸し付けて、それで家賃等をいただくという、そういうイメージが強かったです。

だけど、今回、これが指定管理ということは、指定管理者を募集して、当然、指定管理ですから、家賃等の発生はなくなるというような理解になると思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今回の町の指定管理制度につきましては、公募する場合と非公募の場合と2つございまして、 今回につきましては公募をしないで、非公募ということで考えてございます。

その中身につきましては、森林・林業の拠点施設でありまして施設自体が営業するのではな

いと、営業が主体のものではないという考えと林業を振興する公益的な機能を持つ施設というふうに考えてございます。

その効果が最大限に発揮できるのは、町の林業事業体の中核団体でございます森林組合ということで、森林組合と指定管理を締結をしたいと考えてございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 これは私の理解ですが、商業施設、そういう場合には指定管理する場合、公募が必要だという認識がありました。ということは、この施設は商業施設ではないという認識でよいんでしょうか。当然、これは売店とかいろいろ入りますよね。そして会議室とかそういうのも使用料を取る。ということは、これは営業になるんじゃないですか。どうなんでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答えを申し上げます。

今回の施設につきましては、確かに入る事業体につきましては営業するという実態もございます。しかしながら、今回のコミュニティ館につきましては町内の森林・林業関係の供給の連鎖、いわゆるサプライチェーンを何とか展開をするというのが大きな目的でございます。

どちらかというと、そちらのほうが大きな目的の中心的な役割を果たすことから、今回は観 光施設とは違うという形で指定管理を公募しないということでございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 それでは、指定管理者が森林組合だった場合、私が今までいつもこういうテーマになると維持管理費のことの懸念をずっと提言してきました。使用料を取るということは、例えばこの中でほかの団体が入ったり、いろいろした場合に使用料を森林組合に、まだ正式に決まっていませんから、指定管理者にこれを支払うということで理解していいんでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

森林組合につきましては、今回、森林組合以外の団体といいますか、事業者が入った場合については森林組合がそちらの占用料といいますか、家賃等になると思いますが、そちらを徴収するという形になります。それ以外にかかる経費については町のほうから指定管理料ということで森林組合のほうにお支払いをするということになります。

○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。

○2番 馬場 浩議員 今、課長の答弁から、指定管理料を支払うという答弁がありましたが、 今までの説明だと、年間維持管理費500万円かかると。そしてその半分を町が見て、残りの 250万円を中に入った人たちに経費を負担してもらうという説明を私は受けたと思っています。 当然、町長の答弁でもそのような答弁がありました。

今回、指定管理料を支払うということは、維持管理で補えない分を、この収入で見込めない 分を指定管理料として、維持管理料として支払うということなんでしょうか。どうなんでしょ うか。

- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

今、議員のお考えのとおりでございまして、一般的にかかる経費につきましては指定管理料 として森林組合のほうにお支払いをするということでございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 すみません。そうすると、具体的に聞きますよ。指定管理者が維持管理費で負担する部分ってどういう部分でしょうか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

具体的なということでございますので、まず、掃除等の人件費でございましたり、除雪等の 経費でございましたり、その他、施設管理に関わる経費でございます。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 そうしますと、光熱費、上下水道費、そういうものというのは町が支給する、負担するということなんでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 光熱水費につきましても、今回入っていただく事業体の方たちから個別に徴収をすると。徴収をするのは、今現在は森林組合が徴収をするということで考えてございます。
- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 申し訳ないです。例えばシェアオフィス、一月当たり2万円となっています。そのほかに光熱費を払ってもらうということなんですか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 ここの2万円というのは基本的に家賃分と考えていただければと思いま

す。そのほかに光熱水費がかかってきますので、電気、水道、下水道、こちらについては電気 は割合で出させていただきますが、水道等については個メーターを設置しまして、個メーター の中から水道料金を算出をしまして……失礼しました。電気だけ個メーターでございました。 水道は使用料から案分をさせていただいて、全体の使用料からでございますが、案分をさせて いただいて徴収するということになります。

- ○室井嘉吉議長 2番、馬場浩君。
- ○2番 馬場 浩議員 (仮称) 木の町コミュニティ館の運営委員会とかそういうのをやっていらっしゃるというお話を聞きました。ぜひこの中で実際やる人たちに理解してもらって、森林組合の人も入ってよかったというふうに思われるような、十分納得いく説明をして、今後やっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

- ○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。
 - 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 2つだけお聞きします。

今、聞いていたら、何か私も以前からの質問のやり取りの答弁、全部覚えているわけではないですが、どうもつながらないところがあるので、改めて聞き直しますが、まずこの施設の運営費の概算額というのを、恐らく出ていると思うんですね。その上でいろいろと細かい協議を進められていると思うので、そこをまず1つお聞かせください。

- ○室井嘉吉議長 推進室長。
- ○松山知恵林業成長産業化推進室長お答え申し上げます。

以前の全員協議会のほうで施設管理、大体500万円ぐらいというような試算をお示しさせていただいたところであります。今、具体的に先ほど課長が申しましたとおり、除雪ですとか建物の維持管理ですとか草刈りなどの業務が発生するだろうということで詳細な検討をしているところでございまして、まだ明確な指定管理料の確定というところまでは至っておりません。

今後、予算の財政部局とも相談しながら、当初予算に向けて決めていきたいと思いますので、 今、そういう状況であるということをご理解いただければと思います。

以上です。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 いわゆる営業目的でない施設ということでありますが、費用対効果というのはやっぱりしっかりと意識をしていかなきゃならない。つまり効果というのは何かとい

うのは経済効果なのか、あるいは木材産業の分野のいろいろな発信、起爆剤、これらも数値的 に評価ができるはずであります。

こういうことを考えながら、やはり先ほど2番議員が言ったように運営をしていくべきだろうと。その上でもう一つだけお聞きしますが、シェアハウスの家賃相当額を2万円と決めた根拠ですね。実は私、空き家対策や空き店舗対策で回ってみますと、空き店舗がかなりあります。そのときの家賃相当額を聞いてみると、この家賃ははるかに低い。それはそれなりの調整というか、民間調整をされたのでしょうか。教えてください。

- ○室井嘉吉議長 推進室長。
- ○松山知恵林業成長産業化推進室長 お答え申し上げます。

シェアオフィスの1区画の一月当たりの料金につきましては、先ほど説明にもさせていただきましたように、建設費用と耐用年数、建築面積等から1時間及び一月当たりの面積単位の費用を算出しまして、そこから一月当たりということで計算をしているところでございます。

この算出をしたときに、先ほど言った施設運営の準備会で入居予定と考えている団体の現在の家賃等もヒアリングといいますか、お聞きいたしまして、そこから大幅に外れるものではないというところでご理解いただいて、今回、このような形で条例に規定させていただくというようなことになっております。

以上です。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 使用する床面積等で算出されたものでしょうけれども、オフィスとして使う場合には、つまり独立したトイレとかあるいは手洗いとか、そういったものが当然ついているんですが、それは共用ということでよろしいんでしょうか。
- ○室井嘉吉議長 農林課長。
- ○室井利和農林課長 お答え申し上げます。

トイレ、手洗い等については共用するということでございます。

- ○室井嘉吉議長 4番、湯田芳博君。
- ○4番 湯田芳博議員 特に公共事業体が何らかの形で経済活動も含めた事業をするときには、 当然、周辺の状況がいろいろと変わってきます。これらについて十分配慮された、こういう理 解をいたしましたので質問を終わります。
- ○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。
- ○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。

○6番 渡部訓正議員 細かいところで申し訳ありません、教えてください。

会議室等の部屋名及び利用料金とシェアオフィスの関係の利用料金ということで、片方は今言った、後のほうに言ったシェアオフィスは一月当たりということなんですが、この中で1番の加算料金という、一事業者につき2,000円ということで1日当たりと。その1日当たりの理解というのは、片方が基本料金4時間以内で追加料金が1時間当たりの単価だとすれば1日当たりというのは2,000円というのは結構な、この状態からすれば高くなってくると思うんですが、この時間的な配分というのはどのように考えておられるでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 推進室長。
- ○松山知恵林業成長産業化推進室長お答え申し上げます。
- (1)会議室等の部屋名及び利用料金のところに書いてございます料金の考え方でございますが、例えばまなぶばを占有する場合、1日当たり8時間というふうに考えまして、基本料金4時間以内であっても基本料金として400円で、プラス1日使う場合は4時間の追加料金がかかるということで、全体として800円かかります。さらにそこで何か営業などの販売行為を行う場合についてはプラス2,000円加算されるというようなイメージというか、そういうような規定になっております。

以上です。

- ○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。
- ○6番 渡部訓正議員 ということは、つまり営業をやったらプラス2,000円で、そういうのがない場合は400円プラス400円で800円で済むんだけれども、営業というのはどういうイメージを考えておられるんですか。
- ○室井嘉吉議長 推進室長。
- ○松山知恵林業成長産業化推進室長お答え申し上げます。

営業というのは、基本的にはものの売り買いというふうに認識しております。金銭が絡む販売行為などを想定しております。

以上です。

- ○室井嘉吉議長 6番、渡部訓正君。
- ○6番 渡部訓正議員 一応、ここのところはもう少し整理というか、ものを売るときはぽーんと2,000円になって、片方は800円というのがちょっと理解が。いろんなイメージは持っておられるんでしょうけれども、そこのところをもう少し整理をすべきではないのかなと。それは意見でございます。

この会議室なり、こういうそれぞれのスペースのところを利用する際、それでこの料金を定めているということなんですが、例えばシェアオフィスで一月当たりこれだけの金が、例えば2万円払ってくださいと。そうするとそれ以外の、冬場では除雪費も共通部門で当然かかるでしょうし、光熱水費なんかもトータル的には占有面積でどういうようなやり方をするのかというか、そういうものはもう既に詰めてはおられるんでしょうか。

- ○室井嘉吉議長 推進室長。
- ○松山知恵林業成長産業化推進室長 シェアオフィスのほうにつきましては、利用料金につきましてはシェアオフィスとショップを借りられる場合にはショップ分を入れた料金としてお支払いいただいて、先ほど言ったように光熱水費は別途、実費相当分を納めていただくということで考えております。

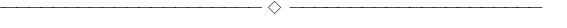
そのほか施設全体にかかります除雪ですとか草刈りですとか、共有スペースにかかる分としましては施設管理料の中に算定をいたしまして、町からお支払いして、指定管理者のほうで管理していただくというふうなことになることにしておりまして、その辺は先ほど言った施設運営準備会のメンバーの皆様とそのようなことで考えているというふうに相談しながら決めているところです。

以上です。

○室井嘉吉議長 ほかにございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○室井嘉吉議長 ないようですので、これで、(2)みなみあいづ森と木の情報・活動ステーション条例(案)についてを終わります。



◎閉会の宣告

○室井嘉吉議長 町長からの協議・議題は終了をいたしました。

これをもちまして、令和3年第6回南会津町議会全員協議会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでございました

閉会 午前11時54分

以上、南会津町議会全員協議会等の運営に関する規程第11条の規定により、本会議録は 事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

議 長 室 井 嘉 吉